



2022年5月13日

各 位

上場会社名 株式会社 熊 谷 組
代 表 者 名 取締役社長 櫻野 泰則
コ ー ド 番 号 1861
上 場 取 引 所 東証プライム

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第85期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に対応するため、現行定款第2条の事業目的の追加及び整理を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日(水曜日)
定款変更の効力発生日	2022年6月29日(水曜日)

以 上

<本件に関するお問合せ先>

株式会社 熊 谷 組

経営戦略室	コーポレートコミュニケーション部	03-3235-8155
管理本部	財 務 部	03-3235-8281
管理本部	主 計 部	03-3235-8606

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～12. (条文省略)</p> <p>13. 発電、<u>電気</u>および熱等エネルギーの供給業ならびに温室効果ガス排出権取引に関する事業</p> <p>14. (条文省略)</p> <p>15. 工業所有権、ノウハウおよびコンピュータを利用したソフトウェアの取得、実施許諾および販売</p> <p>16.～21. (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1.～12. (現行どおり)</p> <p>13. 発電、<u>送配電、電力小売り</u>および熱等エネルギーの供給業、<u>発電設備の設置、賃貸</u>ならびに温室効果ガス排出権取引に関する事業</p> <p>14. (現行どおり)</p> <p>15. 工業所有権、ノウハウおよびコンピュータを利用したソフトウェアの<u>開発</u>、取得、実施許諾および販売</p> <p>16.～21. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1. <u>現行定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条(株</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: right;">以上</p>	<p><u>主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>